平成27年度の取組概要

- 1.「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」の公表(H27.4.17)
- 2. 歩行者移動支援サービスに関するデータサイトの構築(H27.7.21)
- 3.「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」(主に市町村向け)の公表(H27.9.30)

1.「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」の公表

- 〇平成27年4月17日に「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」をとりまとめ。
- 〇提言は、オープンデータの必要性や可能性、オープンデータによる歩行者移動支援サービスの 普及促進に向け、国を始め関係者の果たすべき役割等の内容で構成。

く提言のポイント>

- 〇 歩行者移動支援サービスの普及促進のためには「オープンデータ」の考え方を積極的に推進することが必要不可欠。
- <u>国が率先して積極的にオープンデータ化に取り組み</u>、これに倣って地方公共団体や民間団体等も取組を進めることが重要。
- 〇 歩行者移動支援サービスが地域情報提供サービス等、場(地域)に応じた<u>様々なサービス</u> <u>(バリアフリー、観光(訪日外国人など)、防災など)と連携して一体的に提供</u>されることが望ま しい。
- 位置を特定するためのビーコンやタグ等の場所情報インフラを誰もが自由に利用できるようにするために、位置情報の表現方法や管理のあり方等について一層の検討を進めていく必要がある。

2. 歩行者移動支援サービスに関するデータサイトの構築

- 〇提言を踏まえ、移動に資するデータのオープンデータ化を進めるため、平成27年7月21日に「歩行者移動 支援サービスに関するデータサイト」を開設。
- 〇公共交通施設のバリアフリーに関する情報、認定特定建築物に関する情報、無料公衆無線LANスポットに 関する情報、歩行空間ネットワークデータ等、地方公共団体や民間団体の協力の下、データを公開。
- 〇歩行者移動支援サービスのアプリケーション開発に役立つ「国土交通省ハザードマップポータル」や「地理院地図」などのサイトをリンク集として紹介。





施設に関するデータ



移動に関するデータ



その他のデータ

歩行者移動支援サービスに関するデータサイト(トップ画面)

(https://www.hokoukukan.go.jp/top.html)

【参考】データサイトの主なコンテンツ

	種類	データ所有者
施設に関する データ	公共交通施設のバリアフリーに関するデータ	国土交通省
	認定特定建築物※に関するデータ ※「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁 (都道府県知事等)の認定を受けた特定建築物	国土交通省
	官庁施設のバリアフリーに関するデータ	国土交通省 · 厚生労働省 · 国税庁
	国立の各種医療・福祉関連施設のバリアフリーに関するデータ	厚生労働省
	国際観光ホテル整備法に基づいて登録されたホテル・旅館のデータ	観光庁
施設に関する データ (リンク集)	官庁施設のバリアフリーに関するリンク集	厚生労働省・法務省
移動に関する データ	歩行空間ネットワークデータ	国土交通省
その他の データ	無料公衆無線LANスポットに関するデータ	観光庁
	国土計画に関するデータ	国土交通省
その他の データ (リンク集)	歩行者移動支援サービスに関連するリンク集 ・国土数値情報ダウンロードサービス ・国土交通省ハザードマップポータル ・地理院地図 ・DATA.GO.JP 等	_

3.「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」(主に市町村向け)の公表

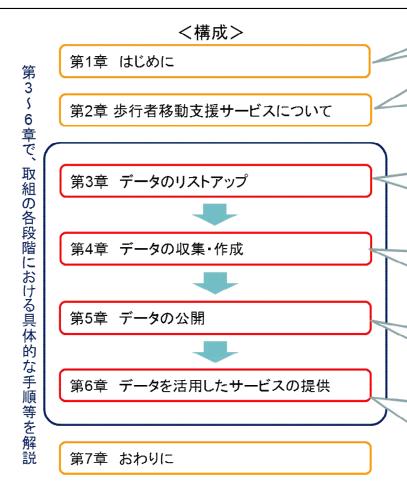
- 〇平成27年9月30日、「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」を作成し、全国の市町村のバリアフリー部局、まちづくり部局、観光部局等に周知。
- 〇ガイドラインでは、地方公共団体の担当者向けに歩行者移動支援サービスの取組に必要な事項を解説。

(ガイドラインで解説している主な内容)

- ・市町村に求められる役割
- ・データの収集・作成から公開までの方法
- ・先進自治体の成功事例

- ・歩行者移動支援サービスにおいてニーズの高いデータリスト
- データ公開時のライセンスのあり方
- オープンデータの利活用を促すための取組

等



本ガイドラインの目的と構成を解説。

歩行者移動支援サービスの導入・普及が必要となる社会的背景や、サービスの仕組みと現状の課題、オープンデータの必要性 と可能性、市町村に求められる役割等について解説。

サービス提供に向けて予め準備をしておくべきデータのリストアップを行う段階。リストアップの考え方、各地域の課題やニーズを把握する方法等について解説。

リストアップしたデータの収集、必要に応じて作成や加工を行う 段階。既存データサイトの紹介や、新たにデータ収集・作成・加 工等を行う場合の方法等について解説。

オープンデータ化を行う段階。データの公開方法や、公開する データの利用ルールのあり方等について解説。

オープンデータを活用したサービスが民間等様々な主体から提供される段階。オープンデータの活用によるサービス提供の現状や、オープンデータの利活用を促すための取組、データ利用者に提供すべき情報等について、先進事例を紹介しながら解説。

-5-

【参考】歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割の変化

<歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割>

【従前】

○「課題・ニーズの把握」、「データの収集・作成」、「サービスの提供」の全てを単独で実施。



特定のサービスの提供(多様なニーズへの対応が不十分)

【今後】

○「オープンデータ環境の整備」、「公開されたデータの利活用の促進」に重点を置き、サービス提供は多様な主体が実施。



多様なサービスの出現(多様なニーズへ対応)

【従前】

歩行者移動支援サービス提供の流れ

【今後】

市町村等 (市町村、地域協議会、 地元大学、NPO等)

課題・二一ズの把握

市町村等

(市町村、地域協議会、地元大学、NPO等)

市町村等 (自ら収集、作成)

データの収集・作成

市町村等 (データ所有者として 公開)

連携・協力

行政

公益的団体 民間団体 等

(個々のデータ所有者 として公開)

データの公開

(市町村Webサイト・オープンデータカタログサイトでの公開、イベントの実施(ハッカソン、コンテスト等))

市町村等

サービス提供

多様な主体

(個人、民間団体、教育・研究機関、

NPO、 市町村等)

特定のサービスの提供

-6-

多様なサービスの出現